

社会調査へのご協力を お願いいたします

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

毎年6月1日を基準日として、民生委員児童委員が担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するため、各家庭を訪問し、状況を伺う社会調査を実施しています。

調査結果は、町の福祉施策の大切な基礎資料として活用させていただくものです。個人のプライバシーは固く守りますのでご理解とご協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

町内の各自治体より推薦され、嵐山町民生委員推薦会および埼玉県社会福祉審議会を経て厚生労働大臣から委嘱されている地域住民を支援するボランティアです。

委員は、地域福祉向上のため、住民の皆さんの身近なところで、住民の立場に立って相談を受けるほか、地域住民と関係行政機関とのパイプ役として、福祉の向上に努めています。

なお、民生委員・児童委員(41人)のなかに児童問題を専門に担当する「主任児童委員」(2人)がいます。相談内容等、個人の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

年金の受給資格期間が25年 から10年に短縮されました

▼問合せ

▽川越年金事務所
☎049-242-2657
▽ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

平成29年8月から、年金を受け取るために必要な資格期間(保険料納付済等期間)が25年間(300か月)から10年間(120か月)に短縮されました。該当の方には日本年金機構から請求書が送付されます。お手元に届いた方は年金事務所まで手続きしてください。

また、納付の期間には免除申請による全額免除期間も含まれるため、納付が難しい方は積極的に免除申請を活用しましょう。

健康長寿歯科健診のお知らせ

▼問合せ

埼玉県後期高齢者医療広域連合
合給付課
☎048-833-3130

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度中75歳または80歳になられた後期高齢者被保険者を対象として、健康長寿歯科健診を実施します。お口

がんワンストップ電話相談

▼問合せ

埼玉県保健医療部疾病対策課
☎048-830-3651

県では、働くがん患者さんの治療と仕事の両立を支援するため、複数の専門職による相談会を開催します。

対象者 県内在住または在勤する就労中のがん患者の方(休職中の方も含む)

相談日時

6月7日(月)・21日(月)
7月8日(木)・21日(水)
8月6日(金)・25日(水)
9月9日(木)・22日(水)
10月8日(金)・19日(火)
11月8日(月)・24日(水)
12月7日(火)・23日(木)
1月7日(金)・21日(金)
2月8日(火)・21日(月)
3月9日(水)・22日(火)
全て18時15分~20時30分
※最終受付20時

費用 無料

申込み 電話、メールまたは県ホームページにて県疾病対策課へ事前にお申込みください。



県ホームページ
QRコード

の健康は全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診しましょう。

対象者

次のいずれかに該当し、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方。

- ① 昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までに生まれた方
 - ② 昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までに生まれた方
- 対象となる方には6月下旬頃、案内が送付されます。

実施期間

7月1日(木)~令和4年1月31日(月)

「ご自宅で歯科診療や 口腔ケアを受けられます

▼問合せ 健康いきいき課

☎59-6911

埼玉県歯科医師会では歯科衛生士が歯科診療や口腔ケアの相談に応じ、通院困難な方にはご自宅に伺う歯科医師を紹介する相談窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。

相談窓口

在宅歯科医療推進窓口地域拠点
☎080-8443-8020

その他

制度詳細については埼玉県歯科医師会ホームページをご覧ください。

スポーツ

大会結果

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0824

第50回嵐山町ゴルフ連盟主催 春季ゴルフ大会

日程 4月19日(月)
場所 おおむらさきゴルフ倶楽部
優勝 三枝雅栄
優優勝 馬場幸雄
第3位 五十嵐彰
一般男子ベストクロス 高橋範行
(スコア77)
シニアベストクロス 永島健司
(スコア74)
レディースベストクロス 五十嵐麻耶
(スコア79)

保険・年金・医療

お医者さんのかかり方を 見直しましょう

▼問合せ 町民課

☎62-2154

重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、医療費の増加になるだけでなく、治療に支障をきたすこ

消費者コーナー

インターネットでの ポイントサービスのトラブル

▼問合せ 企業支援課

☎62-0720

インターネット上で、特定のサイトに会員登録したり、指定商品を購入する等で「ポイント」を得て、そのポイントを換金や課金、商品購入などに利用する「ポイントサービス」に登録したが、サイトの解約ができない、商品の定期購入契約になっていた、結局もらったポイントより高額な支払いになったなどの相談が寄せられています。

【事例1】

スマートフォンに「ゲームサイト」に登録するとキャリアポイントがもらえる。すぐ退会すれば無料」と広告が出てきた。サイト利用料はキャリアの継続課金(月々の携帯電話料金との合算)で支払う設定で登録し、翌日には退会手続きをした。3か月後に携帯料金を確認すると、毎月500円が発生していた。ゲームサイト業者に問い合わせると「サイトの退会と継続課金の解除は別。それぞれの手続きが必要」と言われた。退会すれば解約になり、支払いが終わると思っていたので納得いかない。

ともあります。自分や家族の病歴や普段の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医」がいると安心です。

休日や夜間の受診を見直しましょう

休日や夜間の受診は、割増料金がかり医療費の増加につながります。また、軽症の人の受診が、緊急性の高い重症の人の治療に支障をきたしてしまふ。受診の前に、平日の時間内に受診できないか、よく考えてみましょう。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用しましょう

自己負担が軽減されるだけでなく、医療費全体の抑制にもつながります。使ってみたい方はまず、かかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。

駐車場完備 平日午前10時~午後5時 時間外応相談 広告

東松山総合法律事務所

弁護士 笠原徳之・弁護士 五十川剛俊

予約受付電話 **0493-81-3744**

あなたの街の近所にある弁護士事務所です。

相続・事故・離婚・借金・刑事、何でもご相談下さい。

〒355-0017 東松山市松葉町2丁目1番13号

HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail info@hmlf.jp

【事例2】

漫画アプリに「ポイントサイトに会員登録すればアプリ内で利用できるポイントがもらえる。30日間無料」と複数のサイトが載っていたので、いくつか登録した。無料期間中にサイト内で何度も退会手続きをしたが完了しない。業者に電話してもつながらない。

【事例3】

ネットショッピングに使えるポイントがもらえるというところで、ポイントサイトからお試し価格500円の青汁を注文した。翌日も青汁が送られてきて、定期購入になっていることを知ったが、注文時にそのような記載は見えなかった。

【消費者へのアドバイス】

- ① 利用前にサイト等の事業者の所在地や連絡先、連絡方法などを確認しましょう。
 - ② 利用規約を必ず確認し、ポイントの獲得条件、解約条件や解約方法を十分把握した上で利用しましょう。
 - ③ 広告やサイト登録時の画面等を、印刷やスクリーンショットで保存しておきましょう。また、付与されるIDやパスワード等はしっかり管理しましょう。
- 消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188番」へおかけください。